

## マックス・プランク国際社会保障法研究所

本 沢 巳代子

### 1 マックス・プランク協会 (Max-Planck-Gesellschaft) と研究所

ミュンヘンの中でも最も美しいといわれるシュヴァービング地区にあるマックス・プランク国際社会保障法研究所は、自然科学系を中心にドイツ全国に60以上の研究所をもつマックス・プランク協会の運営する研究所の1つである。マックス・プランク協会は、一般的な学術振興を目的とした私法にもとづく非営利的の団体であり、自然科学および人文科学部門における基礎研究のために研究所を設置し、大学では対応できないまたは対応しにくい新たな研究を手がけている。その研究の重点は、とくに医学・生物学の分野、物理・化学の分野、そして比較法にある。協会の運営資金の多くは、連邦と連邦を構成する諸州の拠出（連邦と州の拠出割合はほぼ半々）によりまかなわれているが、経済的には財団として独立性をもっている。また、協会の中央意思決定機関である評議委員会は、学問上国と対等な関係にあり、各研究所の所長を任命するが、学問上の審議機関は、各研究所の所長と一定の選ばれた研究員とで構成される研究委員会である。なお、各研究所は、研究課題の選択および実行につき完全に独立性を有している。

マックス・プランク研究所のうち人文科学系のセクションに属するものとしては、国際社会保障法研究所のほか、教育研究所（ベルリン）、心理研究所（ミュンヘン）、歴史研究所（ゲッティンゲン）、法学関係では国際著作権法研究所（ミュンヘン）、国際私法研究所（ハンブルグ）、国際公法研究所（ハイデルベルグ）、ヨーロッパ法制史研究所（フランクフルト・アム・マイン）、国際刑法研究所（フライブルグ）がある。国際社会保障法研究所は、これら法律系の研究所の中では最も新しく設立されたもので、正式に研究所が開設されてからまだ10年余りしかたっていない。

### 2 研究所の開設経過

1972年7月、連邦社会保障裁判所の所長であったヴァンナガット教授（Prof. Dr. Georg Wannagat）が、マックス・プランク研究所の1つとして国際社会保障法研究所を設立するよう提案し、その検討のための委員会が、1973年1月にマックス・プランク協会人文科学系セクションにより設置され、同委員会の提言にもとづき、1974年1月、人文科学系セクションは、比較・国際社会保障法研究所の創設を進言した。同年3月、マックス・プランク協会評議委員会は、暫定的なプロジェクトグループの形式で「比

「比較・国際社会保障法」の新企画を具体化することを決定し、翌1975年4月には、ミュンヘン大学の公法学の教授であったツァッハー博士 (Prof. Dr. Hans F. Zacher) を指導者として、5年間の期間についてプロジェクトチームが設置されることとなり、1976年3月に5人の研究スタッフによって、プロジェクトチームの仕事が開始された。このプロジェクトチームの研究テーマとしては、①芸術家および作家のための社会保障、②長期障害者のための社会保障 (要介護者のための社会保障のあり方)、③ソーシャル・ワーカーの法的地位、④社会保障法における因果応報の役割 (社会保険における被保険者の連帯と責任)、⑤社会的不利益の調整方法としての社会給付 (社会手当の目的とその社会的意義) があり、これら特別なテーマのほかに基本的な問題として、社会保障法概念と本質、社会保障法の法典編纂、経済秩序・労働秩序と社会保障法の関係、社会国家の概念およびその発展と現状、社会保障法史 (とくに1981年のビスマルク社会保険法100周年記念コロキウム開催)、および社会保障法比較の特殊性とその方法が研究の対象とされた。当時のプロジェクトチームの規模は小さく、そのため外国の社会保障法の紹介と比較、社会保障行政法、EC社会保障法の研究が中心となり、国際的な社会保障法の研究は後退せざるをえなかった。

当初予定の5年を待たずして、人文科学系セクションは、国際・比較社会保障法研究所の設立およびツァッハー教授の研究所所長任命を進言した。これをうけて行われた1979年3月16日のマックス・プランク協会評議委員会の決定に従って、1980年1月1日には外国・国際社会保障法研究所の設置およびツァッハー教授の所長への任命が行われ、また研究員も10人に増やさ

れた。これによって、国際社会保障法を手がけることもできるようになり、とくに第三世界の国々など独特な社会保障法をもつ諸国についても研究が可能となった。なお、マックス・プランク国際社会保障法研究所が正式にオープンしたのは、1982年6月3日である。

### 3 研究所の現状

#### (1) 人的構成

マックス・プランク国際社会保障法研究所の所長は、長年来ツァッハー教授が務めていたが、1991年に同氏がマックス・プランク協会会長となってからは、空席となっていた。これは、ツァッハー教授が兼任していたミュンヘン大学の公法学教授の職と研究所所長の職の両方を引き受けることのできる後任者が容易には見つからなかったからである。暫くは主任研究員のシュルテ博士 (Dr. Bernd Schulte) が所長代理を務めていたが、今年になってミュンヘン大学の教授職と研究所所長の職を切り離すことで、後任人事がようやく決着した。現在の研究所所長 (1992年3月1日就任) は、ベルリン自由大学やボン大学の教授を務めたマイデル男爵 (Prof. Dr. Bernd von Maydell) で、社会保障法を中心に民法、労働法にも造詣の深い同氏のもとに、研究所のさらなる発展が期待されるところである。

研究所の専任研究員は博士号を有する者または同等の能力を有する者が務めることになっており、定員10人のところ現在は3席空席となっている。各研究員は英語はもちろん第2・第3外国語にも堪能である。このほか、特別プロジェクトのためなどに共同研究機関ないし第三者機関から派遣される研究員1人、研究補助者6

人がいる。所長以下これら18人の研究者のほか、事務員、秘書、司書、技師など17人が研究所に勤めている。定員35人という規模は、マックス・プランク研究所としては、かなり小規模な部類に属する。

さらに、国際社会保障法の研究を支えるための情報提供者として、同研究所と何らかの縁のある外国人研究者（ないし外国在住のドイツ人研究者）が登録されている。1992年5月末現在、アイルランド、オーストリア、ギリシャ、スイス、デンマーク、トルコ、ポルトガル、ルクセンブルグ、ハンガリー、ポーランド、韓国、台湾、日本の13か国にそうした研究者がおり、年次報告書の執筆（同研究所の季刊誌 ZIAS に順次掲載）、各国社会保障関係資料・文献（欧文）の収集、国際会議開催の折などにおける各国社会保障（法）関係研究者に関する情報提供などを行っている。日本の情報提供は1990年から筆者が行っており、社会保障、社会福祉、社会政策、家族政策などに関する欧文（英・独・仏語）文献を収集している。

## (2) 主な研究テーマ

同研究所の研究テーマは多岐にわたっており、例えば①社会保障財政と社会保障法との関係（とくに社会保障における保険料の役割について）、②心理学・精神医学と社会保障法との関係および医療保障、③福祉国家における社会扶助・基本保障・最低収入の問題、④国際社会保障法の分野では各国の社会政策と社会保障法の関係、社会保障に関する国家間条約や国際機関の法律、発展途上国の社会保障法など、⑤労働者の問題が社会問題となって以来の労働法と社会保障法の関係に関する諸問題、⑥社会保障法と他の法領域、とくに婚姻および家族に関する

法領域との関係、⑦高齢社会における高齢者の生活保障の問題などについて研究が行われ、その成果は研究所の叢書や紀要にまとめられている。さらに一般的な研究活動として、ドイツの社会保障法に関する情報の外国への提供も行っている。

## (3) 図書室、データ・バンク

1975年秋にゼロから出発した研究所の図書室も、今では所蔵書物4万冊を超えるまでの規模に達している（1991年末現在：47,734冊）。その約55%は外国関係のもので、年間約2,500冊ずつ増え続けている。継続購入中の雑誌は内外のものを含め905種類（製本済の雑誌3,606冊）、法例集などの加除式書物は215冊ほどである。このほか、図書室を通じて他の図書館から借り受けられる書物も、年間約5,500冊にのぼっている。

研究所のデータ・バンクは、LABODOC および JURIS を手始めとして、フランスの QUESTEL、北アメリカの DIALOGUE、イタリアの CED 各社のデータ・バンクを利用できることとし、また図書室の負担を軽くするため文献データ・バンクも利用できるようにした。現在では、つぎの各社のデータ・バンクが利用できるようになっている：JURIS, DIMDI, EUROPEENNE DE DONNEES, QUESTEL, DIALOGUE, CED, CREDOC, MEAD DATA CENTRAL, ECHO, ESA - IRS, EUROBASES, STN, SVR。さらにドイツ図書館研究所（das Deutsche Bibliothekinstitut）のデータ・バンク ZDB も利用できる。

（ライプチヒ大学法学部にて）

（もとざわ・みよこ 大阪府立大学助教授）

(Max-Planck-Institut für ausländisches und  
internationales Sozialrecht)

住所：Leopoldstr. 24

D-8000 München 40

電話：089-386-02-1 (代)

Fax：089-399795

交通機関：U3 または U6 で Giselastraße 下車,  
南東出口から出て南 (ミュンヘン大学,

Siegestor の方向) に徒歩 1 分

\* 来所にあたっては、訪問目的を明示し担当者の  
アポイントを必ずお取り下さい。とくに 8 月は  
休暇シーズンとなりますので、お気をつけ下さ  
い。なお、1992年10月から1993年9月まで、筆  
者も客員として研究所におりますのでご利用  
下さい。